療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三六九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二八〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇二八〇を、市場公募都市以外の市町村の平成十九年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇五〇九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三八二を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三八二を、市場公募都市の平成二十年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇四〇七を、平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三〇五を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三〇五を、市場公募都市以外の市町村の平成二十年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇四四五を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三三一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三三一を、市場公募都市の平成二十一年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三九四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二九三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇二九三（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるものの額に〇・〇〇三〇八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三〇八を、市場公募都市以外の市町村の平成十九年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇五一四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三八六を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三八六を、市場公募都市の平成二十年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇四一一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三〇八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三〇八を、市場公募都市以外の市町村の平成二十年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三三四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三三四を、市場公募都市の平成二十一年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三九八を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二九六を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇二九六（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇三七三）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十一年度における市町村立等病院事業債同意等額（特定分に係るも